官刻孝義録　巻九

近江
美濃

ロ9
1596
9

[seal stamp]

孝義録巻之九

近江國

○孝行者　御代官支配所　甲賀郡土山宿　百姓三太郎娘　さよ　三十四歳　寛政五年御褒美

○孝行者　井伊掃部頭領分　彦根城下彦根町　町人　与次右衛門　歳不知　年不知褒美

○孝行者　同領　彦根城下本町　町人　四方平　五十二歳　享保十六年褒美

○孝行者　同領　彦根城下瓦焼町　町人市助娘　小てう　四十五歳　元文三年褒美

○孝行者　同領　浅井郡大路村　百姓三郎右衛門乳母娘　かぢ　六十歳　元文四年褒美

○孝行者　同領　愛知郡君ケ畑村　尼妙意娘　みつ　三十五歳　元文五年褒美

1596 9

○孝行者　同領 犬上郡大堀村　百姓傳七倅　太四郎　三十歳　寶暦六年 褒美

孝行者　同領 彦根城下本町　町人借屋住惣左衛門娘　けん　二十九歳　寶暦九年 褒美

孝行者　同領 彦根城下本町　町人借屋住庄左衛門娘　ぬ里　六十一歳　寶暦九年 褒美

孝行者　同領 坂田郡梓野村　同村百姓八左衛門後家娘　きわ　二十八歳　寶暦十二年 褒美

孝行者　同領 彦根城下外船町　町人借屋住与惣左衛門娘　里ん　三十歳　天明二年 褒美

孝行者　同領 浅井郡上八木村　百姓　平左衛門　五十八歳　天明三年 褒美

孝行者　同領 坂田郡室村　百姓浄光後家娘　さく　十六歳　天明三年 褒美

○孝行者　同領 彦根城下本町　町人借屋住　長十郎　四十九歳　天明四年 褒美

孝行者　同領 彦根城下中藪下片原町　町人借屋住惣八妻　はた　五十八歳　天明四年 褒美

孝行者　同領 彦根城下後三条町　町人借屋住庄右衛門妻　まん　五十七歳　天明四年 褒美

○孝行者　同領 坂田郡堀鄕村　百姓　太助　六十一歳　天明六年 褒美

孝行者　同領 彦根城下本町　醫者随心妻　さ津　四十八歳　天明六年 褒美

孝行者　同領 彦根城下東新町　町人借屋住茂助娘　さう　五十七歳　天明七年 褒美

孝行者　同領 犬上郡大橋中村　同村百姓善八後家娘　ちま　二十五歳　寛政元年 褒美

忠孝者　同領 彦根城下本町　町人借屋住　文右衛門　五十八歳　寛政元年 褒美

忠孝者　同領 彦根城下石崎町　町人借屋住　吉次　五十歳　寛政元年 褒美

○孝行者 同領 犬上郡高宮村 高宮百姓作次娘 その 二十一歳 寛政二年褒美

孝行者 同領 坂田郡中島村 中島百姓小八妹 とま 四十一歳 寛政二年褒美

孝行者 同領 犬上郡中薮村 中薮百姓林兵衛後家娘 かめ 二十六歳 寛政二年褒美

孝行者 同領 坂田郡四ッ塚村 百姓助太郎悴 弥兵衛 三十一歳 寛政二年褒美

孝行者 同領 彦根城下沢町 町人借屋住 太右衛門 四十歳 寛政三年褒美

孝行者 同領 愛知郡高野瀬村 百姓宗休娘尾 知明 四十七歳 寛政三年褒美

孝行者 同領 伊香郡飯之浦村 飯之浦百姓甚助娘 いま 三十二歳 寛政三年褒美

孝行者 同領主拝領屋敷 滋賀郡大津長屋住居 領分町人 忠助 五十六歳 寛政三年誉

孝行者 加藤佐渡守領分 蒲生郡音羽村 百姓長五郎娘 志やう 四十二歳 安永八年褒美

孝行者 同領 水口城下小坂町 町人作十郎母出石女 志ゆん 二十一歳 天明五年褒美

○孝行者 分部左京亮領分 高島郡畑村 百姓 九郎兵衛 四十七歳 天明六年褒美

孝行者 同領 高嶋郡畑村 百姓 利兵衛 四十九歳 天明六年褒美

孝行者 同領 高嶋郡上畑村 百姓 利兵衛 死後 天明六年褒美

○孝行者 同領 高嶋郡麻ヶ瀬村枝郷黒谷村 百姓 半次 三十歳 天明六年褒美

孝行者 同領 高嶋郡鹿ヶ瀬村枝郷黒谷村 百姓 文次郎 二十四歳 天明六年褒美

孝行者 同領 高嶋郡庄堺村 百姓徳兵衛娘 よそ 七十歳 天明六年褒美

孝行者 同領 高島郡大溝西町 町人 傳七 四十九歳 天明六年褒美

孝行者 市橋下総守領分 蒲生郡鋳物師村 百姓 伊右衛門 六十六歳 寛延二年褒美

奇特者 同領 蒲生郡十禅師村 庄屋 仁右衛門 四十三歳 安永四年褒美

孝行者 同領 蒲生郡森尻村 百姓 嘉右衛門 五十九歳 安永六年褒美

奇特者 同領 蒲生郡山面村 庄屋 太兵衛 六十四歳 安永六年褒美

孝行者 同領 蒲生郡仁正寺堀畑 百姓 金右衛門 五十六歳 安永六年褒美

孝行者 同領 蒲生郡仁正寺向町 百姓 清大夫 四十九歳 安永六年褒美

孝行者 同領 蒲生郡仁正寺中町 百姓 庄蔵 四十歳 安永六年褒美

農業出精 同領 蒲生郡仁正寺幡野村 百姓 宇右衛門 三十七歳 安永六年褒美

奇特者 同領 蒲生郡森尻村 庄屋 弥兵衛 六十八歳 安永九年褒美

奇特者 同領 蒲生郡外原村 庄屋 甚右衛門 七十歳 安永九年褒美

農業出精 同領 蒲生郡鏡村 百姓 久兵衛 三十一歳 天明元年褒美

奇特者 同領 野洲郡妙光寺村 年寄 久兵衛 五十四歳 天明二年褒美

奇特者 同領 蒲生郡仁正寺向町 年寄 五兵衛 六十七歳 天明二年褒美

奇特者 同領 蒲生郡鋳物師村 年寄 七郎右衛門 六十八歳 天明三年褒美

奇特者 同領 蒲生郡上豊浦村 庄屋 長右衛門 五十歳 天明四年褒美

奇特者　同領　蒲生郡岩井村　庄屋　三郎兵衛　六十八歳　天明四年　褒美

奇特者　同領　蒲生郡小房村　庄屋　與平　七十歳　天明八年　褒美

奇特者　同領　蒲生郡鋳物師村　庄屋　茂兵衛　六十歳　寛政元年　褒美

奇特者　同領　蒲生郡五反田村　庄屋　市右衛門　六十一歳　寛政元年　褒美

孝行者　堀田豊前守領分　坂田郡口分田村　百姓茂兵衛倅　清次郎　二十歳　寛政三年　褒美

孝行者　同領　同所　同娘　きめ　二十三歳　同時　褒美

孝行者　同領　同所　同　忠次　十八歳　同時　褒美

孝行者　遠藤但馬守領分　野洲郡十王町　無田百姓　徳助　四十七歳　天明三年　褒美

○孝行者　松平甲斐守領分　坂田郡国友村　百姓　新四郎　歳不知　享保十七年　褒美

孝行者　同領　蒲生郡宇津呂村　無田百姓　権四郎　歳不知　明和五年　褒美

孝行者　同領　蒲生郡東村　無田百姓　利助　十八歳　天明二年　褒美

孝行者　同領　蒲生郡倉橋部村　無田百姓　平治　五十三歳　天明七年　褒美

孝行者　同領　神崎郡北庄村　無田百姓孫七娘　さね　三十歳　天明七年　褒美

奇特者　松平大和守領分　野洲郡小坂村　庄屋　佐四郎　七十九歳　天明二年　褒美

奇特者　酒井修理大夫領分　高島郡木津村　庄屋　市右衛門　五十五歳　明和三年　褒美

孝行者　同領　高島郡木津村　百姓　久四郎　四十八歳　天明二年　褒美

奇特者 同領 高島郡古賀村 庄屋 [ ] 甚四郎 五十四歳 天明七年褒美

孝行者 稲葉丹後守領分 野洲郡赤野井村 百姓 磯次郎 四十歳 明和七年褒美

農業出精 松平伊豆守領分 浅井郡小今村 百姓 太左衛門 八十一歳 天明八年褒美

孝行者 同領 同所 太左衛門伜 源三郎 六十八歳 同時褒美

孝行者 同領 浅井郡高畑村 水田百姓 五兵衛 四十五歳 天明八年褒美

孝行者 関豹之丞知行所 蒲生郡日野中山村 百姓 六右衛門 四十七歳 天明六年褒美

○孝行者 能勢筑前守知行所 野洲郡門田村 百姓 権之丞 七十五歳 明和六年褒美

孝行者太四郎

太四郎は犬上郡大塩村の百姓伝七か子なり、とく
母におくれ父とおなしく世渡りしけるか篤実にて
しかも孝養のこゝろさしふかく父老て隠居のゆ
かんとせしも川を渉る事あたはす父の供して
彦根の城下にまかりしか路にて酔狂ひの人
刀をぬきさし伝七に切かゝりけるを立ふさかりて父を
背にかはひおのれは疵をかうふれともつゐに手よわからす
よりて危き所を遁れしも年比の孝心なりしゆへ
ふかくかんせられてほうひあれいとく宝暦六年の五月

領主より褒美として米たまはりしを

孝行者　長十郎

長十郎は彦根の城下本町にすみて古手商ひと
いふ事をしてわつかの産業となしけれとも其
ひとりもたくはへなし父は稚き時なくなり母は八十に
あまりたれといまた母をも自由ならす耳目
聞くもうとき様なれは常に寺詣してをしへける長十郎
うれへ往来を介抱して一日も怠ることなかりし
みつからゆきかくこれをともなひ法事をしなかへりしめ
妻もおさなき子共育に暇なしとはいへとも丈夫を

合せつゝ孝養怠らすしつゝ家のうち睦しかりけれ
長十郎商ひに出るときは母にはくれ々々ゆき
いつ迄もわれ留守かへるまてとて母をひとりおきて一日
も母にわかるゝ事なし又家業の事につきて
年に一二度つゝ旅に出る事あれハ孝養の事妻に
よくいひをしへて期したる日よりハ一日もさきに
帰りきたる時は俗説にいへる諸寺へもつれて母を
いさなひゆくとて出かけ老の膝をなく
さめもともにとおもひけれと留守のものとも
ゆるさるゝうちは力をそへて帰りかれさへもくるの母を

稼く家外事ハ妻に任せ父にしたかひて農業
怠りなく追つきさゝめまつひまゐらすれハ母もよろこひ浅か
らぬ心を悦ひさらはさま伴ひさゝろ付かく為に
り侍りけれハ領主も天明四年の四月米をあたへ
ほめ賞しき

孝行者太助

太助ハ坂田郡堀新村の百姓なりしか此家へ
養子なりしかいまた取らぬしく養父をうしなひしかハ
田地を耕して老母をもやしなひ孝養をつくし
怠りなく養母漸く年老て立居さへ心にまかせす

のとかなる日田面に行てみるやうと父に背負ゆき
て木陰にやすらはせおのれ耕をさしたるみをりしかハうら
悦ひくらゆへの若しさともけされつゝ也しか
まめなれし業なれハあまなちま田の草をも抜て
なとしひけれハたらひまかきの世の為畔の草をかり代
さ取よむありさきつゝけてるさなりみえぬれハ供ひ
帰り食物なとをもすゝめしを褒て文にくはしく太助
人ともおもひしけし次農業のいとまある時をもかくあれ
まもりしことし母につかふるをりをも是につきかえと
なしけれハ天明六年の七月領主より米をあたへ

へ給ひ称美せしとそ

孝行者さの

さのは大和郡にある新村乃民作次といへるものゝ娘
なりける家貧しくありけれはをさなきより日ゝ綿繰
やうのわさをならひて旅人をまうけ又二人の妹あり
けるを養ふさいはひ母もまた病身なりしをことに母病
身を助もとゝをかしけるかはて父は天明七年身まかり
盲ひてかせ母も父の年にまかりけるを生れつき
弱く出生なりしかはや病者のうちにありて
ありし借財ありけれはいとゝなけきとくすみなきやうせ

まんとせし時枕乃かたはらに娘をよひ姉のさのに萬
事をたのみ置けぬまた貧しけれはあまり今に家なし
親の病のなかんにはゐかゝあ借銭をは
皆乃ひ娘ともにのみ置らせんとおもひ侍りけれ
さんるをすてゝ露乃命いまさんなんと涙ながら
に妹ともにハゆくすゑまて見まもりけれとて
この世をさりけれは親さのさりけれ
事もありけれはかの歎きさらにもいはす
やさしくておひへ妹もをさなひをもかなしと
此事成ありて家業をも勵み年月を経させん

猶ふたりか償ひ侍へしとて二人の身代よりも
とらし定めし家主父母乃なれあとともさらひ家に
逃し出易く　おほし移へと流るゝ泥押ぬくひ
くいふ人あれと身をいたはりてつゆまことしくなりぬれ
より父母の脚弱くいへ腰もとおとく日ころにたる人
ありなとて敬礼怠らす次文年若き女乃身なれ共
世をすくしまにあつらへも口惜とく浄くつくし
ころ身のかゝりをもちて次くこのよく食物をとう
日日くるとはもとを及ひぬれハ肉より戸をとさし候く
表更るまて夢かせとりてよろのを作りて価をとりて

月ことに借銭を償ふほとハまたわらしもあまたれり
ことたのみし程ひてとほくしを失ひし母にいひを
きゝし事なれハかゝる償ひれハ汝も不孝の罪乃
うれしからすやとくうけいまに誠ま母ものとかれたる
事をかたりけるを人々も感して婿いるへきたのもしく
ちかきたのしみ得て屋しく借銭をも償ひ足る人まて
らんなりとて媒して妻に迎へ入れとゆまつとしく
手業を励み妹をも憐みけれは傾きも少しまて
孝道あり誠あるハたくひなしとて寛政二年の
十二月このよしを賞して米とらせ次のとし三月

不絶且巡郷乃吏ありしかくへりきくめしらせて
金の褒美をいたゞきしとぞ

孝行者九郎兵衛

九郎兵衛ハ高鍋郡畑村乃貧民なりしか生れつき
温和にしてかりそめにも人にいさかふ事なし殊に老たる母に
孝行をつくし寝る時も附そひつゝ寝食を忘
れて看病せしかハ或ハ母ハ其労を思ひやりて
我さゆるかハ病まあらす辞り今日ハ仏祀もよくしとく
田畑より帰りし業をも勤めよかしといひ
けれハ其れ[illegible]宵かをゆくさゝまにめたなく[illegible]の

小屋よりいりて母に其業なし妻も母死やまな
きまた子抱すべき程を教へもと折らゆきぬ女房
を訪ひ汝も及へもいやなとへなく家にいり病
眠らし汝看病してくれ母せよとへゝるさきに別の
家に住る兄弟母の気をとりしとも覚えゆ
それよかしと心労するハやんなきるよかし汝やそなて
かくまて不孝をなしたまふとも兄弟其長ひたとも
な汝ゆるしと諭しけれハ我をまもて終淋しきとるやく
ぬるハ人目ゆへつゝ終まさなるにみゆ其を必ずなと
なし涙ひそといふ心を親乃恵ひも家の[illegible]に

慈をへし常に母と妹乃まとひし夜ハ人よりも起て
まさりし汝をもしめ妻子なきぬハ雇人まゐらしおかず
事も耕耘を絶しとおひけるにや家を大にし
おもふ父にハ四人の時なくされしに母のくるしみ給ふハ家財ハ分ち
母の財ハりされハ母の為に貴さんハさてハ婚合き事に
又妹をハ他へよめしせ母にかへとやすかるしめんと思へる時の
彼よりとも童つるもさせぬ親類ハさや口十に及ぶ人の
交りをしきにハ何にまかせても若しかり次子て
牛馬まさへぬまかれ種々をひく奉公にいと出さえし
たゞ母よりもかりハ事ゆゑをしそれ傾つらしと思ひつゞけ

我かとよりも才覚なくおくてよりぬめる人をまもら
せる事の歎しさよとのひされし只親を大に感し
けり父母をも先祖乃跡をも会はに弔ひ忌日
まは必菩提寺に詣りくさしてなりとぬまた
人目成思ふ肩衣を懐にし農具やられの携
へくらうみちより出すにぬ所年に寺大變に
からくしうて我家乃貴きを知るく遠管の賜ひま
賜りまするそれを備はらくれしてより人よりもらく
ゆれく多きくれまゆるとのちてもさら海る時ハ
人と同くつとつめしりぬれ忘れまうさぬまで立居り

仮堂の前にて志ゆかりの経読誦礼せしと僧おの侍も
うかゝひ見てせうり稀なるもののよしを感しけり
かくて妹とも迎へ来りしに見らるゝの離別せ
られて帰りけるは九郎兵衛と母は心のうかれ東武
思ひ廻りて我家にかへりくさ〳〵に楽しきをなし
世ひもむかれは甚悦ひんやうなる心よめでたかりけるを
さしりむかへるりぬまゝにも貧しくして貢ものく
未進あまりしを妹かためなれとそ金を出して償ひ
納むるも九郎兵衛は外をましく毎も多くせしか一人の
赤子ある中を又いたつかしなる母の歎きたるも

孫増りてみえしかハ九郎兵衛やう妹か身ハせんかた
なしとて二子一人をつれて行んとて給よおもひしそて
富家なる商家に奉公せしめ給ひ身代なりしか
母人をゆかりにあつしけが身も老ぬれ楽しくなりてかへ
めぐみといひなくさめ給ふれハいつしか歎きをも忘れて
けり或時九郎兵衛か友乃いふ屋か出身の母につか
ふる事ハまめやかにして兄とぞ申さめおもひぬさ
まに見えけるハいかなる事よとおもひ我れにと
更に人まかせ兄の楽ますのいかなる我心にて
かみもさりとて世我あらしきまゝ事なせ給ひし

たゞ人ぬ母雷を嫌ひければ野にありても急ぎ
かへりて雷鳴れハとて帰りしさまにそひ
けれハ母も大に悦ひけり甚しき鳴らばかり
母をいだきそひぬるなり大をあらはし此気遣ハ
皆傍りけるに九郎兵衛が歎の甚たゆふしうた
誠や孝感のいたす所ならんと人々もいひあへり
かくて母ハ天明四年霜月乃ころより行気
衰へまて病まりかぬしてありし後ハ昼夜いとはしく
看病しもろくハ大便をともに手にうけくやうにとりあつかひ侍
かくりたまふしものにもかゝはりすもの母のさまを手もりて帰るさに

いつなる坂乃ありしハきかねへてよこうち倒れ声立て
欲しけれハ人々驚きふかく優しく悲しみけるハいか
ぶる事多やと皆涙を拭ひ其後也此坂より母の
まうでる皆ちらへんといつゝきもいさゝてくつりしを今に
たちや侍ゐる人もおくさしハそれ思ひ乃墓もふるさ
さかり是を涙をかハ労とりけやせし事あれ
孤しくし多まとしもけふにあまれるにみえ以ては
孝心乃さ法にたり札けれハ褒美くをとして米をくた
さりたまひしも天明六年の二月とかや

孝行者　半次

高嶋郡鹿ヶ瀬村の枝郷なる黒谷村に住める
半次は幼くして父におくれ母に事へて孝行な
りけれと田畑を持ことさへ八十二三業の外世渡
の助けとては薪をとりて売ことを為しけるか母を
纏くるしといふ小屋を営けるか母はむかしより
見くたされし家にあれはるを深く歎きて忘
れぬさまにみえけれは半次つねに申しては幾代
やとめんとおもひ炭焼業をならひつれくにつれ
あくかる久しく成て行く人にもまさりて
きこえけるか程なく幾らとも多く薪を作りて母を

居らしむ或時炭の商ひにとて行けるとちたり
ともなうひし者ともに逢けるかしかたけれ
いふやう我等まつに小判一両拾ひたりさきに
て半次は此盗をあらためんと思ひけるに半次は事
由をも其次思ひよらぬ事と答ければかけ者も
我身に覚なき事なれと下にとる縁まかるに
争ひをもひてうんをけるに我め半次か友集るに
とおもく起業の振舞ゆへ我友まき実は盗とりけ
つ我をとなとゆるし由へ迎へよと既に争論に及て
んとせしか半次の人もさ悔てはなひまかりぬ八

中くにて業やちかきころ俄くわして帰りしさま〳〵
もいひし甲斐なき事より起りて此後文をも出く
せんかたなき支乃ためにも半次をもあはれんと思ひなれど附
色様〳〵なりて我母の限りは侍りし孫にたよれ共に数
業ははや母もつゝえんことを思ひて貧しからひし
こゝろひ侍るを今に此里より稼ぎしとて又天明五年
乃秋のこと終りし里の人彼岸詣とて京より
まいりしを母は孫の郷より義ことしかど半次七年は
幸に商業の利を得る事も多く侍りいてまゐく
まゐらんとて八月廿六日より出立て京の稔も志浅

かゝる上にてある年有替りあらつく大津より
はやくてまかる御影やともとんとく価をも問ひ
八百銭といふ母此価あらは我住来の用途より
なんまたわが里餘まであるにある事をそのしの価
なりとく何ものも出るを半次もとくおひまゐらせん
といひしに彼乙事をいとひとくはくへしと
日出終替持よなれ白ぬ其は替りまれあらて
あはれてかくとく京の町乃内にもおひ行なるまゝ
かくの人はいひまゐらやして米をもちて
我貧しけれども〳〵はなしかれどくいたく

ものなるかさかくて半次二十四歳乃とき
母を始のおやにハ爰人ぬ也ハ妻を娶りてもま
農業を励し子ども二人持たりしか念比にやしなひ
たゆく夜乃目もねむらひこそ母は何ひより
夫婦共孝心尋常ならざりしかハ天明三卯
乃西年にも母の事にひ父しかうてうた樂をと
らぬさせけるさて領主より同き六年乃二月
ま事ほあまる此褒美賜し附もなりにまうすとをと
す我母につかへてハ孝行の見えさへなりハ次こそも
人のたりひよるなやとてうけえさるさき出されを

ちぎみ親なる厚き心をも人もおもふことなりけれね

孝行者新四郎

新四郎ハ坂田郡国友村の百姓なりし家ともあり貧
しけれど世乃わざにゆきなく奉公し母をハ兄の新七
かやしなひて養ふかねたりし後故郷にかへり恵浦乃
細工をしりてまかなうに母はいづれも母も我家より
むかへとりしよりて鍛冶業其價の半ばを貴かりける
母乃とく経ひまくものうらんと思ひあいだの人
より兼てその價を母につけ経ず偏しいとくまもりて
をこれにて常に文甘き味ひを好みぬれども魚を

家業の暇あるよりハ道のほと一里もかりなる長
浜といふ所にゆきて饅頭やうのものを求め
てかへり或ハ其浜の饅頭ハ京のよりハ味ひ劣りて
ぬことなりぬれハ三里あまりも隔りたる京まて
夜をこめて行て買ひ求め又菓子を好めハ書
もつゝも暁に起き出してその日さしむるまて風
呂にいれて新四郎か衣を紙のうち暖め夏ハ日毎
のまゝり始めて髪梳り湯ひき西のみした窓を
夕も寺まうでをこのみとけれハ小さく舟にて行まで
賃銭とりて労をとらせけるか年おいるまでなし

を賃を銭しかつりハ知らせいて残りの銭をとらして
老の心を慰めなとしけりかるよし銀まて所々
菓子を褒美として下し享保十七年十月の事な
りとかや

孝行者 権太夫

権太夫ハ野洲郡川田村の百姓なり幼き時より父母
につかへてよく孝行なりしかし享保十七年にいたり父の
忠右衛門の病をわつらひしかハ権太夫もそれ頃に
いまた忠三郎とて三十七にて若かりしかと稼ひ
は義をのかれ私の事ハ人の助けをもかりて渡し事

昼夜ねずして看病しければ久しく親はれもさそくかなは
ぬやうにつとめ侍る人は世にも稀なることゝて叅罷る
人もありき志ある人又或年の月日にもひそかに
此生たる鮒のおもしろき鯉とて異なるもちぬ
れば病除くなりといふ事をきゝて何卒
此ために試みばやとおもひけり一滴の湯
ものみ尽くしけれど汝が年比の孝心深くて
よりてまちかねつゝやゝ年へてこの頃はかくなく
鯉ひくさうは高山大沢のあたりにて求めかね
らんとて出でむかと父をしていひて汝が勤むる事あれ

切なるよりてかくは明日よりもとめんと思ひけるなれさ
も父が価は我貴さん年ごとに鯉漁さる志
すにいかにも此湖川より漁して来たるべしと此
父悦びけるゆへそれより急ぎ年中に其鯉をば此
湖川の方へ至る時あちこちもとめつゝそれ
けるを父は悦びてけり又次忠三郎ぞんといふ
人に網うちて彼川なる堤のうへにて太いのみて鯉
取りけるが三日すぎて或年に一尺六寸を取る
鯉の水は前の汚ひたるは細鯉を其中にいて
いつまでもなして悦びて父に孝する事とみえて

かゝる父なく母焼ひ汝ゝ誠敬れぬいさゝからぬ心とあ
はれみ右衛門て調して四五度ばかりゑふしにたち
ら泣も明にきこりいてとかのとやりさきてみえける
と云乃力蔵ゝやく養へ癖甚もそのむくことなく
称なし此十九年の九月齢七十にて清井に身まか
りぬるよし隣なる村里までも川田村乃太三郎
はすぐれぬ難と称して家めふ父にを孝し手あつく
天孔感悪なりとをしなく人て称しける稚有
明和六年の二月ま年のさく村ふゝ此すみなびより
地頭に訴へ出けるに其年の二月褒美としてまこと

給ひし其人に生涯給地の貢をゆるしてたまはり
はり年七十歳となんきこえし

美濃國

奇特者　佐代官支配所　東山縣郡福富村　庄屋三郎兵衛父　吉左衛門　七十一歳　寛政八年御褒美

奇特者　同支配所　加茂郡肥田瀬村　庄屋　直吉　五十六歳　寛政八年御褒美

奇特者　同支配所　西山縣郡掛村　醫者　春臺　四十二歳　寛政八年御褒美

孝行者　戸田采女正領分　不破郡住光村　百姓　作左衛門　五十三歳　天和三年褒美

孝行者　同領　安八郡池尻村　百姓　吉三郎　五十四歳　元禄八年褒美

孝行者　同領　同所　吉三郎妹　ふう　三十八歳　同時褒美

孝行者　同領　池田郡八幡村　五人組頭　長右衛門　四十七歳　寶暦五年褒美

孝行者　同領　本巣郡川内村　无田百姓　圓八　五十歳　明和五年褒美

孝行者　同領　池田郡大門村　名主伊右衛門悴　守吉　三十四歳　天明五年褒美

孝行者　同領　同所　同　与吉　二十四歳　同時褒美

孝行者　同領　同所　同妹　くよ　二十二歳　同時褒美

孝行者　同領　安八郡河間村　百姓　要吉　五十二歳　天明五年褒美

孝行者　同領　安八郡柳瀬村　百姓　儀吉　三十歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　同所　儀吉妹　この　十九歳　同時褒美

孝行者　同領　池田郡瀬村　百姓　利八　三十五歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　安八郡林中村　百姓　八蔵　二十五歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　安八郡切石村枝郷西久瀬川　百姓　庄八　三十八歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　安八郡切石村　百姓　登蔵　三十三歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　石津郡庭田村　百姓類太衛門妻　ゆの　三十七歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　大垣城下船町　町人船持傳助悴　梅之助　十二歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　安八郡加納村　百姓　依平　四十歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　池田郡上田村　无田百姓　竹松　三十三歳　寛政三年褒美

奇特者　同領　本巣郡松田村　名主　喜衛門　三十六歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　多藝郡澤屋村　百姓助左衛門娘　はや　四十五歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　安八郡末守村　百姓助之丞妻　みな　二十四歳　寛政三年褒美

農業出精　同領　安八郡浅草中村　百姓　庄之助　四十八歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　多藝郡澤屋村　百姓　長之清　二十一歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　安八郡加納村　百姓　半四郎　三十歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　本巣郡神海村　百姓　權三郎　三十九歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　本巣郡奥村　百姓甚之助娘　ちよ　三十歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　安八郡新屋敷村　百姓茂八悴　茂平　三十七歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　不破郡矢道村　無田百姓　甚七　三十三歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　安八郡小寺村　無田百姓久七娘　ふく　三十二歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　本巣郡神海村　百姓　清七　五十二歳　寛政三年褒美

孝行者　同領　安八郡切石村　百姓　吹総[?]　二十三歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡切石村　無田百姓　亀七　二十三歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡切石村　百姓　久次　三十四歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡切石村　無田百姓久四郎悴　久汲[?]　十六歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡切石村　百姓幸七悴　與惣次　二十七歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡切石村枝郷東久瀬川　百姓九郎次悴　庄蔵　二十八歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡切石村枝郷東久瀬川　百姓長八悴　長蔵　三十五歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡切石村枝郷中久瀬川　百姓長蔵悴　米松　十八歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡林村　本田百姓　茂平　十九歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡下開発村　本田百姓又右衛門悴　又次郎　二十一歳　寛政三年誉

孝行者　同領　多藝郡津屋村　百姓　仙次郎　三十八歳　寛政三年誉

孝行者　同領　多藝郡津屋村　百姓　類八　二十四歳　寛政三年誉

孝行者　同領　多藝郡津屋村　百姓彦助後家之娘　さな　五十一歳　寛政三年誉

孝行者　同領　石津郡奥条村　百姓　惣八　三十一歳　寛政三年誉

孝行者　同領　大野郡更地村　百姓　作右衛門　四十三歳　寛政三年誉

孝行者　同領　大野郡更地村　百姓　市郎次　三十四歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡西之橋村　百姓　惣右衛門　五十歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡西之橋村　百姓　杢右衛門　四十二歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡内阿条村　百姓　儀八　四十八歳　寛政三年誉

兄弟睦者　同領　本巣郡佐糸村　百姓　松助　六十六歳　寛政三年誉

孝行者　同領　安八郡草道島村　本田百姓林右衛門妻　とん　二十三歳　寛政三年誉

孝行者　同領多藝郡志津村　百姓　若吉　三十五歳　寛政三年誉

孝行者　同領多藝郡志津村　百姓　豊八　三十九歳　寛政三年誉

孝行者　同領多藝郡志津村　百姓　平右衛門　四十六歳　寛政三年誉

孝行者　同領多藝郡志津村　百姓　吉蔵　三十七歳　寛政三年誉

孝行者　同領多藝郡志津村　百姓　忠次　二十九歳　寛政三年誉

奇特者　同領本巣郡西小鹿村　百姓　十右衛門　四十二歳　寛政三年誉

奇特者　同領本巣郡木知原村　百姓　与右衛門　二十三歳　寛政三年誉

奇特者　同領安八郡曽根村　百姓　半助　四十八歳　寛政三年誉

奇特者　同領多藝郡鷲巣村　百姓　紋右衛門　五十五歳　寛政三年誉

忠義者　同領大垣城下本町　町人借屋住　清吉　三十二歳　寛政三年褒美

孝行者　同領大垣城下本町　町人借屋住　武八　四十二歳　寛政三年褒美

孝行者　同領同所　武八妻　みよ　三十一歳　同時褒美

孝行者　同領大垣城下新町　町人綿屋　若兵衛　六十五歳　寛政三年褒美

孝行者　同領大垣城下中町　町人桶屋　新右衛門　五十五歳　寛政三年褒美

孝行者　同領同所　新右衛門弟　治助　四十歳　同時褒美

孝行者　同領大垣城下竹島町　町人桶屋八右衛門倅　弥助　三十七歳　寛政三年褒美

奇特者　同領大垣城下竹島町　町人源治甚十郎息子　定吉　四十四歳　寛政三年褒美

忠義者　同領大垣城下魚屋町　町人清九郎手代　儀助　二十歳　寛政三年褒美

○忠義者　同領大垣城下俵町　町人佐五兵衛下女　みち　三十五歳　寛政三年褒美

忠義者　同領大垣城下俵町　町人玉屋彦右衛門手代　宗八　四十九歳　寛政三年褒美

孝行者　同領大垣城下俵町　町人八幡屋勘兵衛倅勘助妻　とせ　三十二歳　寛政三年褒美

奇特者　同領大垣城下本町　熱田寺次郎兵衛父　久世友輔　四十一歳　寛政三年褒美

孝行者　同領大垣城下俵町　町人安田屋　米三郎　二十八歳　寛政三年誉

孝行者　同領大垣城下竹島町　町人借屋住　伊兵衛　三十歳　寛政三年誉

孝行者　同領大垣城下竹島町　町人吉村屋　佐兵衛　三十五歳　寛政三年誉

孝行者　同領大垣城下船町　町人綿屋　勘吉　三十二歳　寛政三年誉

孝行者　同領大垣城下船町　町人古手屋　伝七　二十九歳　寛政三年誉

孝行者　同領大垣城下船町　町人借屋住　忠助　三十六歳　寛政三年誉

孝行者　同領大垣城下船町　町人借屋住　平助　二十八歳　寛政三年誉

孝行者　同領大垣城下船町　町人借屋住源吉倅　源弥　二十二歳　寛政三年誉

孝行者　同領大垣城下竹島町　町人借屋住　長助　二十歳　寛政三年誉

孝行者　同領大垣城下船町　町人借屋住長助倅　茂吉　二十二歳　寛政三年誉

孝行者　同領　大垣城下船町　町人綿屋末吉悴　恒右衛門　三十三歳　寛政三年　誉

孝行者　同領　大垣城下船町　町人門四郎悴　曽平　二十五歳　寛政三年　誉

孝行者　同領　大垣城下中町　町人借屋住兵蔵悴　次八　二十一歳　寛政三年　誉

孝行者　同領　大垣城下竹島町　町人油屋　佐助　三十三歳　寛政三年　誉

孝行者　青山大膳亮領分　郡上郡為真村　百姓　吉右衛門　四十五歳　安永八年　褒美

○孝行者　同領　八幡城下横町　町人　甚次郎　四十五歳　天明三年　褒美

孝行者　同領　郡上郡白鳥村　百姓　与惣兵衛　四十七歳　天明四年　褒美

孝行者　同領　郡上郡盆方井山　百姓清右衛門後家娘　志も　四十五歳　天明七年　褒美

○孝行者　同領　郡上郡河合村　百姓　直治　三十六歳　寛政二年　褒美

孝行者　永井友吉領分　厚見郡西庄　西田百姓治八娘　菊　四十五歳　寛政元年　褒美

孝行者　同領　厚見郡下茜部村　百姓　惣右衛門　三十四歳　寛政元年　褒美

孝行者　同領　厚見郡上茜部村　百姓　浅七　三十五歳　寛政元年　褒美

孝行者　同領　厚見郡中鶉村　百姓　喜四郎　五十八歳　寛政元年　褒美

孝行者　同領　加納城下加納町七町目　町人善平娘　よ光　六十六歳　寛政三年　褒美

孝行者　松平摂津守領分　石津郡高須下町　町人綿屋　利右衛門　歳不知　享保十五年　褒美

孝行者　同領　同所　利右衛門妻　名不知　歳不知　同時　褒美

○孝行者 同領 海西郡鹿北村 壱田百姓 孫十郎 三十八歳 安永二年褒美

○孝行者 同領 同所 孫十郎妹 ゆき 四十六歳 同時褒美

○奇特者 同領 海西郡大和田村 百姓小八後家 さよ 六十一歳 天明三年褒美

○奇特者 同領 同所 同娘 さく 三十六歳 同時褒美

○潔白者 同領 石津郡高須上町 町人餅屋 太助 五十三歳 天明六年褒美

○潔白者 同領 同所 太助妻 もん 四十四歳 同時褒美

○孝行者 同領 石津郡高須下町 町人飛弾屋 庄三郎 十六歳 天明七年褒美

孝行者 遠山近江守領分 恵那郡福岡村 壱田百姓 喜六郎 五十二歳 安永五年褒美

孝行者 同領 同所 喜六郎妻 さよ 四十六歳 同時褒美

○孝行者 同領 恵那郡高山村 壱田百姓文助娘 ぶん 四十歳 寛政元年褒美

○孝行者 同領 同所 同 ぎん 三十六歳 同時褒美

○孝行者 同領 加茂郡福地村 百姓吉次郎悴 善九郎 四十六歳 寛政元年褒美

孝行者 尾張殿領分 厚見郡岐阜敷屋町 町人半兵衛悴 直蔵 三十五歳 天明二年褒美

貞節者 同領 厚見郡岐阜今町上切 町人捨巳郎妻 ほの 四十歳 天明三年褒美

孝行者 同領 羽栗郡竹ケ鼻村 百姓 佐吉 八十四歳 天明三年褒美

孝行者 同領 可児郡錦織村 百姓三郎巳娘 なへ 五十六歳 天明四年褒美

孝行者 同領 武儀郡舩越村 百姓 多兵衛 五十六歳 天明五年褒美

孝行者 同領 武儀郡神渕村 百姓添助後家 志ゑ 三十一歳 天明五年褒美

孝行者 同領 武儀郡佐野村 百姓甚助娘 まさ 二十七歳 天明六年褒美

孝行者 同領 武儀郡洞戸村 百姓友右衛門妹 はや 三十七歳 天明六年褒美

孝行者 曽我伊賀守知行所 方縣郡弁越村 百姓 彦右衛門 三十四歳 寛政六年褒美

孝行者 竹中亨之進知行所 不破郡玉村 百姓勘七悴 勘六 四十歳 寛政三年褒美

孝行者 戸田孫十郎知行所 方縣郡上西郷村 无田百姓 喜八 三十六歳 明和五年褒美

孝行者 戸田内蔵助知行所 本巣郡北方村 无田百姓 源次 歳不知 寛保二年褒美

孝行者 同知行所 席田郡三橋村 百姓 鍋助 歳不知 明和四年褒美

孝行者 同知行所 席田郡郡府村 无田百姓 幸内 十五歳 明和四年褒美

孝行者 同知行所 本巣郡北方村之内地下村 百姓 喜八 十七歳 明和四年褒美

孝行者 同知行所 同所 喜八妻 さよ 十四歳 同時褒美

孝行者 同知行所 本巣郡北方村 百姓 彦右衛門 四十九歳 寛政元年褒美

孝行者 高木修理知行所 石津郡多良郷北服村 百姓 石助 三十七歳 明和七年褒美

孝行者 同知行所 石津郡時郷下村 郷目付並 中西半蔵 四十五歳 天明五年誉言

孝行者 大嶋織之助知行所 加茂郡追間村 无田百姓 与惣次 五十七歳 寛政四年褒美

孝行者 同知行所 同所 与惣次忰 与十郎 二十二歳 同時褒美

孝行者 同知行所 同所 与十郎妻 里や 二十二歳 同時褒美

孝行者 高木中務知行所 石津郡時御堂之上村 百姓 政之助 二十七歳 天明五年褒美

忠義者みと

みと者大野郡北方村の百姓与市と以ふ者の娘なる
か二歳より母におくれしか十七乃七月北方より奉公しき八月
まて弐百文の給銭にて大垣城下乃俵町なる佐吉
婦乃伴まはたへぬ後ま婦なきるもくらしぬる上に黴
瘡といふ悪病をうれへなく難義しても自由なく
ら須日をくらしけれハ只みと独乃ミ日夜となく
看病つかひなれとも病まおりいとふいろなく看病乃
いとまハ木綿いとなり賃の人あるハ夢もせなといふものを
はくりて主の費をおきなけ又医の許と三里あまり

なかれ太夜変村乃くるしみおほく小ゆるく業をもり
そら習ひ年行くまゝに隣人をも親しくかれこれとことに業をせす
兄ハ病とふしとも多くかれ是をとゝのへせんと志ふかく
拭ひくさ汚物をも人目をも思ひて暁より起更
とく小洗ひそゝぎ業とするの結むさきハ口洗ひくちすゝく
此やの臭き気持小女人ゆるけれと看病怠らぬるも
あらされともあたりの人々深く感し米薪なとをくり
手助けなりみをはるかれなとく世渡りの業を励み
ぬれとも長き病はつくへくもあらさりハたゆる
其のりも小ゆるき我身の料まてを續するところもなき

貴とおもひけるか後に手つから精力をつくし日々に病もおこり
ぬくして嫁八月に至りてみと嫁せし人にいて居りや
朝暮のわかれをしたふ病をみんとて人はおほき
なかれハいつも母の艱難をしのふることも全くいえ
給ひハ清人くあらぬ事なくはたらき候とを
給金ハかけてもらひ得ることなかれハ乳く給
きさ身なからおのかさ孝行の物ある事を入へせま
稀なりとて終生も業をあたへて賞せしとなん
これハ寛政三年十二月の事なりけり

孝行者甚次郎

甚次郎ハ八幡の城下横町に住る甚五郎か子なり其
父古き謡度やうのものをうたひてものこひと成
けるは折ふし世にすくなくなりたるものなれはとかくるを
ちかころはかのうたひもちたる次郎といひなれハ甚
も外に求めぬる人のあれハなにといふ人なし価の高けれ
ハなしきさまも如く乞次郎ハ求るにてたくみに能く
とく事なし　ゆへに甚次郎留守の時ハ父か代りて相構
出てこれを売るにもよりてこれ価にもまた利を失
ふることもあしけれハさらぬなきにもあらてさらに
損失といふ次第なし人みな甚次郎か志を愛するハその家に行て

又求めさせされハいふまてもなく貧しくなりゆく故金を
もかりえさる事ともあり父に志ある事は老の志なるも
うかゝ人と思ひたるあるへし此事甚なくなる故事なれ
まこと外にまつはゆきし声をきこえぬ者ハ甚次郎なりと
やうもありさかへひ中にはまさに父か八十八の
年賀をいはへんと赤飯なと調しく親しきもの
許すことはなれぬ志ある事に父をすゝむる事常に
薪をきられぬ時ハわしあやまちもやあらんと兄弟
等く薪をかはしてもとく家と求めにけ中
身もと父さんを養ひてかうんと乳出してありしとさめ世

も父煩ひて何れの菓物を好みける或時生栗を好
みけれと其頃を求めけれと得かたかりしにとかく
父乃心をやすめしと思ひ漸くにて高料に求め得たり
つけまる價ハ金一分と食(?)一升を代銭とせし
かへさせなやとりてよ生栗ハゆかしく好まれしを
悦したる事かきりなし其後ハいつも父ある時父の足
を痛かりしときはさまくさし足を
しを洗ひ桶にて湯を入てもみて父としらへ(?)にも
をかれ足をもとさしめ志ありし人目を憚りて書ける
ことは遠きをものかきやミぬる時ハ父ハ左と共する

うらかにとかくその性来しとまれ其心を持ちてながら
甚次郎ハ生れつき律義にて親のもてなしも念ころに
ちたくたちひ父乃心を慰め年あつしのもそれは至る
もなきとなくつとめて家に久しく年ありしを
然るに天明三年の十二月其の少兵衛なりしを
それ故父ゟせらるゝハ大谷にてハ五郎と
わらひて兄ねなし城下乃飛脚屋町といへる所に嫁
とらせけりとなん

孝行者甚次

甚次ハ郡上郡河邑村乃百姓なりしが父の孫助

らせなくたゞいまゝで細かりし毎日〳〵村の源四郎
といへるがおもむかへて梅乃丈となし名をも源多郎
とあらためぬ。さるに直次は成人して乃ち数と
作りてもとふのでつけねてい多くの銭文を
味ひよりしめひと茶る事たまあつてまでも後あい
ぬまいしとて茶あ。またそのゝ我身の艱難をとふかへり
みずむしを時ハ夜とも眠らず世事ハもろに
ねがふ志かりし焚火にあふむ父が心をろとを
そのれも互ニ次常に立ちはたらき世ゐへしと身れ
みとも先父にかくなる父を母今まへへしとしくあ

さる或時直次さまらくに立そひてまつる價と
まうけ柿といへる木の実求めんとて出けるあとに
しく[illegible]やまざんと取かゝる後かく父よ
立めくに父を母あれなんまちて一あと見ひも
きとり身ハかれをかむくれを宿る世をひさ嬉
き次とくいるいぬ父君をかまうたる事を[illegible]
やりくかくりつまで身にも[illegible]
文身さとへ妹あつし兄のまつりをとへ一
家乃[illegible]やなといふ[illegible]直次[illegible]せ
んと心のまゝなる人しさかれと父にをもさてもり

人とかたらふ事をゆるしかたしハ父の意にさへ
きらはれ次ハとにもかくにも人にしたかひてそむかす
父子此中らひもいとよろしく睦しく又村の内人すみれ家
備よるゆきけるまてに何かまうけく力の限り
助けしかハ里人もかれをめてゝ周にそのたよりなと
ひあへりとて寛政二年七月ころ領主より米銭
あたへて賞せしとそや

孝行者茂十郎

孝行者ゆき

海西郡康野村の百姓茂十郎ハ姉乃ゆきとゝおなしく母に

つかへて孝行なりき父ハ打都とく盲人なりしか
四十七年まかりうせし母ハ中症のやくにやみて
腰うちかゝみけ手足さへ自在ならす次十八歳の経枕す
ほとなくのミあかりけり茂十郎母のかう何自由ならす
さらに姉さへ生れつきよわくて心れまゝに物をうる
ことを思ひ田面にあまた一日の内よ度見まはりて家に
帰り二便乃事まてくまをつけさせなりつゝれ田地をお
きりしハ母れ病ましうしまひたは人の田畑のまあかり
てはかりるまよかゝれてく耕作のまかなひとてまかなひ人
まてゝ多くの業もなりかたく孫婦よ貧くなりぬ

ゆきたとはこくかしこより悪んごせひ藤十郎ありしを
妻むかへよといふ人あれと母病おもくなりぬる人はまた志ら
く然事なりしかきらんにかへて介抱の婦とせんと
母乃心をもひも協はぬ人ならし二人ともまうけざりし父
夏此ゆゑに姉と弟と母と蒲団のうへに乃せ座のう
ちとあゆみはこびまく湯をすゝめて雑事をとりつく
ろよくあつかひしは彼あつかひ事も彷ひなくやつれたく久
しく病まく母子ともにつく孫ひつゝんなきといひけ
まさしさき事なとゝきゝ得かたく今給ふみれ
事にてさふといふ人又母まて廿日のうちにはなくなりぬ

只今日ゆるされ給しおほくはとなきかなしくあくなるか
志給ひなど聞えまされしは人をも志たふ切なるを称
しけあふかれさき孝行なるとてひそかに賞しきさ
事なきは又に孝養を尽ひてしなきとかくありく
不具乃さまなりしを給ひその後はたえくいふ人も
かゝりしきこと人なかなる行ひなきはとて飯米を二丈
を賞して安永二年の四月より年々に米をあたふ
かくるあれたりしき年此兄弟まで母屋とくらす身
けまた二人ともに厚く孝養をとゞけしは　ゆきたと
死せしかと藤十郎八十とも篤実にして農業を励

さしいれて

奇特者　さよ
奇特者　さく

海西郡大和田村の百姓小八か妻也さよハ丈夫にて
よく娘のさくとともにけなけしくかせきけれハ志るし
小天明二年の大水にて家田畑も損しける里人の
困窮なりしをさよハあはれみて八か飯米にたて救ひ
難儀なるをもあはれみて領主よりさたありて志るし
かたき人にてかしこくも志たしく衣食なとわかれ
いとひなきものなかしき百姓のうちよ母子ともに奇特

なるゆゑ母はよろこひけり傾きし娘ハさよかのこと
中風をわつらひ手足よわく殊に女の身なれハ機織
の業あたハすかくてたゝ糸縄を織てかつかつ
世をわたりけるか人々さよか行ひ貞なるをあはれ
み法もなりけれハ嫁しく思ひつねになかり
ていく辞しぬれハ救ひのうちとハ除き二人か
住けれハさよか孝心をあはれみけれハさしもことく
ゆかれてよくて家業に住ミ常に身うちへさ
調度さへあらくたく二人衣類をとりてわるさま
これをもて狼狽にみえけれハ此一村すへて丈食銭

ありけるハ汝等ともに頼ミきれとつよき志をもし
君乃治め給へる地のはしをさへてかくありと仰人
羽をわるには我らか手業と綿の價高くして利徳
得る事すくなけれといふもしも命はてなんまて
もその身へく思ひけく娘にまつ辞せしとそ云
けるか此後ます身にしくて時をへさまへ汝る孝
妨なりしとて同し二年二月に貴所へ事しもら給をとら
せさる志乃ふかさまて能りにて次り孔給まうし深く悦ひ
二人のものいよいよ清くその人ぬれハ雑巾屋と此
ものまとあて給へりしとて一反の木綿を出しをまたる

傾ともにそれ志乃切なるに於而永く老の先をくらせ
しとそ

潔白者太助

潔白者之例

太助ハ石津郡高須乃上町に住るまつしき絞屋
なりけれ妻子をもたされはひとりにして天明六年十二月或日の
夜ある寺に詣りてんとしけるにおけるよりかへりかけるか道に
まうけにて金二両を拾ひてあまりにうれしくて此主い
かなるものかやむらんいかにもしてたつねかへさんと思ひて
わつらひをいとはす又いくたひか太助もたつね出して經せりて

志ゆけるよし聞しかハ近江の国乃府中に住る長
吉といふもの奥なるをあはれみて
須乃横町なる文吉が家に年ころ入来りしは
文吉郎とまた小さきしみ其の長吉かやうにて全く落し
ぬるをいへるとあはれ人に語られしとはからずして長吉の
妻もかくのことくあはれみを見ぬるかなといへるにつき
もみやうり金をあたへぬされハ長吉より一門の者
ともつねなるとく得たりしと夫婦ともに拝して
うちに長吉ハ有ける事ハ敢てやともかく次とそ
すらに[illegible]ひなきをやんごとなく納めけり志を顕り

おなしく本乃町にてもさんとくなるひハ十ばかりなる
女のひとりおさなきより住ならひぬるより
その秋に北風あらく吹き女のひとり破れし雨露も
さへかたきを余所ならず哀れに思ひ夫婦ともに
しるしの秋雁を五百文乃銭にかへてあたへ文二百の代
をくてまたそれをわかちたまふ町のうちの者とそのまた
女のうへ志付ら此者人とそ贈りしかハ町乃のみなまた其の
身によ感しあはれみ給ひ修復しくとりをなし太助ハかやうに
篤実なるかうへにかかる奇特の志あれハなかなか然るに
よつて褒美として銭をあたへき

孝行者庄之助

美濃国高須の下町にすめる飛騨屋庄之助ハおさ
なかりしときに父におくれ八とせあまり母につかへて孝行なり
母ハ豆腐やうのものをうりてひとりおさなき子を
育てけるにまつしく世をわたりかねしに兄ハはや成
長しぬれハ奉公に出て他家に勤め庄之助ハなほ
その次にて女子一人ありしかとこれもはやく
庄之助ハ母の労をかなしみ十歳ばかりより他の家に
へつらひ奉公しからすきことはいふに及ばず母乃
うまれたる日のならんとてうまき物を求めてまゐらす一二

銭のあたひを給ひ日々の価ハ母にわたし助けけれハ給金
もわつかなりしかと銭をわたしたく労しけれと
成長にしたかひいよいよ親に孝をつくし日夜励みて
はたらきぬれハ又五穀のあたひ高かりし時も少しも
しいて母をうゑさせしかハ母ハいふにおよハす
心あるもの誰かかれを感せさるものなかりけれ
此の事他にきこえて人々もよくしりけれハ水難の
時は組頭のうちより人々救ひ給ひしに
ましてこの領主よりハ町なる組頭役のものより志の
まひの品をまくへしやと母にあたへたるのみと

庄三郎にちゆふしふかく教ひハかりそめにもたかふことなかりき
へらす次第に貴賤をえらはすあつかるものいひきかせ
毎日手習ひをさせひそかに法あらんとも辞した
まへといひたる教ひの列にハいたらさりしのされハ領主
よりも里人にも庄三郎か行ひを称しほめけり
いたう十六歳なりしかとも孝行をつくしはしめしとひいけ
然るに明七年八月より生涯ますま不幸をなせる
に母のさかりにも母の世をはんかれハ
あるに毎につましく命をもおとしき

孝行者ぬい

孝行者ぎん

恵那郡高山村の百姓文助といへるものの娘にて
すなわち姉をきんといひ妹をさんといふきさは母は
早く世をさりしかは父につきて高山村より二丈
ちもに苗木町といふ所にて年久しく住み人の後家に
仕へりしか貧しくやたけぬまつといひさうぞくやせんと
へみなきれはこれを武人のしるしをもてなしに姉ハ家
を嫁りそれより人に父を善さんことを以人あれども
まゝにはあらぬさんふハおもいぬる親の世ひんのまく
ならしといひきかせて支度家にむへ文婦しく

農事をも怠らず家よからしと勧めしに心ある人むら
へすのは家の内も居かく嫌し然れは父のたまよ
酒を好く故人に奉公いたさんとて願ひて
事もなけれは後又妹を姉にも志ほく勧めり
乃是をすゝめ之とりけれはゆえんなは姉妹か
の力をもて孝養をつくし侍りきかる二人ともにうしく
ろやすく居りしに兄ましくハ家のうらしと思ひ内けるに
嫁め於ひをかくふかしとて仍ふ事ならぬ程もまた
姉を我とらり父をむつ人てともに養ひんといふうの気をえて
いつところかの妹をむつくんといふ者も九人まてあり

けれとも我らけりえ次さなる家貧しくてまねの納
をなすに非なり此度ハ父乃寝屋なとなけれハさるは
かすなく給る時もすなはもとつけ朝夕の給もて父此
料ふは菜の物かしきて雑穀屋ら北のきぬ用ゐるを見
けるを綿乃価もなく夜もおやらぬ浮けれハ二
人のたまひせし時給へはなと父にそくさせんとの先
の酒をさらくしよるかいひて日たくに来る父の物まて
酒のくなとえ時よそもらいつらひハあうにもかと
よろしく給へ物からしとかくかくもの北酒屋よ
粮をと見送らの七月十二月といふまハ必ゆきて買ひ

傭ひなと凡事をもして身をたすけぬ天明六年
七月の比僅に酒なとのみしは濁酒といへりけるを汲
くみて日ことにもとめて父二年あまり行きさりの酒
のとしをかさねつゝも色々えんとかたきに
をさへ我助けんとて人参にあくはあらしとまうて行
りしかとも父好ける酒と業莉とをに水のみ入る
を一度を喰め給へといひなさと苦しさをしのびつゝ
なかく業をかならはかとゝめんもかへりてなきを
被らんとしく左心に求め姉妹かたらかくむらひて
行ありしかひ逢けるは居まゝ焼飯菜なとをと

先ひたひを行とくも手ほにゑりさる経を敷に入らて
又村の役式又小歩行などいふまにさき往し附て
こえんき夜をいひ渡ゆきなとをて晴く父のゆるぬ
是は喜さとは叶ひかくむ人かなくと村の肉乃にれ嫌
えてはき役をたらす助けぬ又家乃をうなき石えさ
地をしるとも常小石我を人はとやく父のおやま
ちく孫をたるやうにいひをと見ぬもらかれ中ちひも
孫の家よ睦しく外ゐく艱しくさきの费ひぬれ
えをのれるくはくおそくりさるれたれとのへとかの
及人経へとかくし一両求めをむされて給ひより寛

政元年冬十二月姉と妹とに米乃褒美をたまひて又乃
後ハ十二月ことに米たまハらせける

孝行者　若九郎

若九郎ハ加茂郡福地村の百姓若次郎か子なり
はしめ九歳のころより此村の組頭文左衛門か許なり
十年あまりもつかへしとなく明和三年に若次郎も
久しくわつらひて失ぬ実の父ハ金助とておなし郡上
吉田村に住けれハ文左衛門かりに親里とたのみてとかく
けるに若年より父母を敬ひ家業の中も朝夕の食
物をも寒暑の衣服何くれの事にまて心をつくし

又国の掟をよく守り其村長のいひつけにそむかす年
ことに道橋山林乃割あてゝもよろこひ人の若きを
いたはり役ひ日まハりより村中の家にゆかて
賀せされ兄弟ハかゝる次家業を営みなから能く
乃中へも義理のことをかへり見す下結傘屋
うれものと国為若かおもひく某瀬村にゆく時も
あくりれ家の用をもこゝろかけへやりさへ貢ものは
此家の先祖より若九郎にいたるまて四代のあひた
一年もかゝさす又十年あまりあそこに嘉家の経
母と伯母のいたはり七十あまりにしくしせつしける

急にはあらて五年ばかりさきより善又眼をうれへし
ことも数く医薬をもとめられけるにいつれも可見郡比気村なる
目医者の許まて遣しぬれと療治をもせす後に善母も
わつらひて癩痾といへる病におかされしけれは
善母とても人並ならぬありさまなれは力をそへしく
看病しぬまゝ善をさんといひて善祖父宝六か娘なる
しもを善又やしなひて善九郎にあはせけるかしも
ちまたふるさへあるまゝ性も愚にして今に子一人ともなし
おくられは天明五年のころ実父身罷をしか善ひ
て我子とて此村の内にまきせしむされは実の家に
く為さすのみかくしく六十度まかりされ母をもむかへとり
て貧しきに住へしか善母をも手ひとつにて
さまくにかしつきてさまにあはれは無しやんこ
すなはち善妹かかなしみを悲しませ今も眼を
うれへて居れるかうちに中風の病をうけひはかく
足たゝす自在ならす次さまに善母も善九郎か孝心
まめやかにむかひまたよろこひのあるにとて
しかるまゝしさを思ひそのくさとれくもまた
いかんともいらへをさぬれとも農事此いとまには
炭焼を業として渡世のたすけにまかなひ此ひへ八

終に若九郎炭をやく事を身につけかくて
おとゝし六年のころ世乃中あしく饑饉し此村ハ
稗の穀さへあらく困窮いよいよ甚しかりしに若九郎
父母の日をおくり炭を焼て黒瀬村に商ひゆきて
價をとりて米味噌を求めて親に仕へけれハ
馬にて帰るへき大豆なと菜根なとひさく仁里人
なと讃美しそれも數ならぬ人をあはれみても
若しくみえけれハ人々あはれみて焼飯團子やう
乃ものをあたへ是を父母の為に持ちかへりて父
母にすゝめ又つねに人来りぬる時ハ若九郎かへらくして

設けおきつる食物を父母にすゝめ出てくれけしとそ
村の役はらむるあり若九郎をよろしく誉父母の事をも
に食物を貴ひけるより后のかはりのやうなることをハしれ
らそのさき尤甚らんなといひけれハ大に驚きなくいひつかる
営ことをなしぬるも只若父母の心のまゝにかさんかため
きをよきその自由ならぬをもかくもなくを身に常若
なれハ手へてころもるまてなまあひをといひけるなり
きさまの秋乃末の風あらく吹て數かぎ悔さけるを
少しくも手をつけくり同じ八年九月ふいつより
父母かく救ふを受けて朝夕の安らかなり別屋を

はくゝみて隠居させよなといふなるにまかせ貴さらり
からのけりを親乃命をむくに思ひとく家乃内
なる二男を田ひく居らし終ると村の人々いたひて
しるはゆに後譲していとせけるかくもちあしき
親なれともをよみなも若九郎か病見やうなまめて
ん屋なら耕作の事なとも助けしにかんされ
も村のものも感しあしく領主に仰へ出しに官使
え年の十二月に金を米を紙なくあくる十二月又も
又米とらせほめしけるとそ

孝行者勘六

勘六は石川郡牧田村の百姓作之浦か子にして六歳の
時より不破郡玉村乃百姓勘七か家に養はるゝ養家の
ものとも皆父母につかへて孝ありけり先勘七か家
火災にあひて困窮しきはまりしたかひしかは勘六
なれ十四歳のとしより迎へきたりて我身におゐて世の
貧窮なりし身をもつて事なく篤実なりしかは
きこへに手しりて給金をも我か家に得りて主人乃
事も殊ことにはしたかひ志か年に当母二十二年
ものゝかるこその粧氣しけるそしめたれ継たる父も
ときやうにてよく看病しけれとて日にそひく老をとる

へ十二里ばかりさりよりに出て主人ゝかしづかて外に
病を助く母さゆゑの外より出ハ村乃役勤める
りのをもみな給あたへられて何くれと心をもちせしり
夫婦ともに是を病氣事なれハ世わたりも貧しき下に
暮しけれど勤ハおこたらずして夜ハ手ならひの主人
よりの仕着などを寒暑の衣にハなしかれハ父母に
とり合などのもの八日夜業を勵ミ雨ふるにはまく
親のまめなる思ひより十五年がほとの此の道乃
外と二里あまりの隔りて雨にゆくへつも主人の用を
勤め人あまたの夜をもさりかへりて安否を訪ひ食事

などをも使へをもつれまゐらせ何かとやることなく心をつくし
我身乃艱難ハかへりみず八地頭も是を賞
して寛政二年の二月より身を終るまで米を賜
させん事を申合しけるに

孝義錄巻之九